

# 株主名簿管理人と 新株予約権

制度調査部  
堀内勇世

## 「会社法」の焦点シリーズ 22

### 【要約】

平成 17 年（2005 年）6 月 29 日に「会社法」が成立し、同年 7 月 26 日に公布された。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

現行商法の下での名義書換代理人制度は、会社法では株主名簿管理人制度に改変され、新株予約権原簿の管理も業務に加えられた。

また、スムーズな移行のために、現在の名義書換代理人が株主名簿管理人になるとされている。

現在、新株予約権原簿の管理を名義書換代理人に依頼していない場合、会社法施行時に問題が生じることがあるので、経過措置が置かれている。

## 1. 「名義書換代理人」から「株主名簿管理人」

現行商法の下では、信託銀行などが「名義書換代理人」となって、株式会社の株主名簿にかかわる業務を代行することが認められている<sup>(注1)</sup>。

この名義書換代理人という制度は、今年（平成 18 年）5 月 1 日から施行される会社法<sup>(注2)</sup>では、「株主名簿管理人」という制度に改変された（会社法 123 条）<sup>(注3)</sup>。

改変に際して、新株予約権原簿の管理も、「株主名簿管理人」が置かれた場合は、「株主名簿管理人」が行うこととされた（会社法 251 条）。

これらの改変をスムーズに行うべく、整備法 80 条<sup>(注4)</sup>では、既存の株式会社が現行商法上の「名義書換代理人」を置いている場合、そのまま会社法上の「株主名簿管理人」になる旨が規定されている。

（注 1）現行商法 206 条参照。株式会社が「名義書換代理人」を置く場合、定款に規定が必要とされている。

（注 2）「会社法の施行期日を定める政令」（平成 18 年 3 月 29 日付け官報号外 69 号）により、会社法の施行日は 5 月 1 日と決定した。

（注 3）「株主名簿管理人」については、以下のレポート参照。

・「新生『会社法』の気になる用語 Q & A (8) ～『株主名簿管理人』、『基準日株主』、『発行可能種類株式総数』～」（横山淳、2005.11.18 作成）

(注4)整備法とは、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のことである。整備法の施行日は会社法の施行日と同じ日とされている。

## 2. 株主名簿管理人と新株予約権に係る経過措置

前記のごとく、整備法 80 条により、既存の株式会社の「名義書換代理人」が「株主名簿管理人」になった場合に、問題が生ずることがないかということそうでもない。

新株予約権を発行している会社が、現在、信託銀行などに株式についての「名義書換代理人」を依頼しているが、**新株予約権については依頼していないような場合に問題**となる。

このような会社が会社法の施行を迎えると、株式についての「名義書換代理人」が、会社法上の「株主名簿管理人」になる。その際、新株予約権が存在する場合、その「**株主名簿管理人**」(=現在の株式についての「名義書換代理人」)が、**いきなり新株予約権原簿の管理も行わなければならないのか**と言う、実務上の問題が生じうる。

そこで、**経過措置政令 13 条 4 項**で経過措置が定められている(注5)。

また、この点については、法務省の担当官による以下の解説が存在する。

また、会社法においては、株主名簿と新株予約権原簿の一体的な管理という観点から、株主名簿管理人が新株予約権原簿をも管理することとされている(会社法 251 条)。しかしながら、現行法のもとで現に発行されている新株予約権につき名義書換代理人が置かれていない場合には、当該株式会社の名義書換代理人は、当然には当該新株予約権原簿の管理を行っているものではない。そこで、その実質を維持するため、整備法の施行の際に現に新株予約権を発行している旧株式会社が株式についての名義書換代理人を置いている場合(当該新株予約権についての名義書換代理人が置かれていない場合に限る)には、当該名義書換代理人(整備法 80 条により会社法における株主名簿管理人とみなされる)は、当該新株予約権に係る新株予約権原簿に関する事務の委託を受けるまでの間は、当該事務を行うことを要しないものとするにしている(経過措置政令 13 条 4 項)。

(出所)相澤哲(法務省大臣官房参事官)「新会社法関係政省令の概要(1)」(旬刊金融法務事情 No.1763 [2006.2.25] の 10~17 ページ。特に 14 ページ)より引用

つまり、上記のような株式会社では、会社法(及び整備法)の**施行の際に発行済みの新株予約権**については、「**株主名簿管理人**」(=現在の株式についての「名義書換代理人」)が、**いきなり新株予約権原簿の管理をしなくてもよい**とされているようである。

(注5)経過措置政令とは、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令」のことである。平成 17 年(2005 年)12 月 14 日に公布されている(平成 17 年 12 月 14 日付け官報号外第 279 号参照)。